

差し押さえた不動産を売却します

不動産合同公売

▼問い合わせ先 税務会計課 税務室 ☎26-2238(直通)

町では、納税義務を果たしている人との公平性を保つため、町税滞納者に対して財産(預貯金、給与、生命保険、不動産など)の差し押さえを行っています。

公売とは、税金に滞納があるため差し押さえた不動産を入札により売却し、その代金を滞納している税に充てるものです。令和7年度は期間入札となり、開札の会場も各執行機関ごとに異なります。日程および会場をご確認の上、ご参加ください。

詳しくは、税務室窓口の公売予定物件案内、または町ホームページをご覧ください。

※公売は中止になる場合があります。

U R L <https://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashi/zeikin/nozei/kobai.html>

入札期間 11月4日(火)～14日(金)

受付窓口 税務会計課 税務室

開札日 11月18日(火)

場 所 役場2階 大会議室



▲町ホームページはこちら

不動産公売物件

売却区分番号	所在地	種別	地目・種類	地積・床面積
吉岡町-2	大字上野田字見晴3342番25	土地	宅地	924.95㎡
		建物	旅館	1階 100.87㎡ 2階 997.89㎡
	大字上野田字見晴3342番26	土地	宅地	977.49㎡
	大字上野田字見晴3342番40、60、61	土地	公衆用道路	38㎡、66㎡、68㎡
吉岡町-3	大字大久保字大女2628番1	土地	雑種地	177㎡
		建物	物置	49.68㎡
吉岡町-4	大字上野田字夫婦石3493番1	土地	宅地	262.42㎡
		建物	居宅	53.82㎡
	大字上野田字夫婦石3494番1	土地	宅地	262.42㎡

滞納は全ての人に不利益です!!

納付に困ったら、必ず納付相談を

町税は、定められた期限(納期限)までに、納税者が自主的に納付するものです。しかし、一部に町税を納めない人がいることも事実です。

滞納を整理するためにかかる多額の費用は、本来は福祉・教育・土木事業などに使われるべき貴重な税金から支出されています。したがって、期限までに納付した納税者や町にとって大きな不利益が生じます。

また、滞納は、納期限までに納税している大多数の納税者との公平性を欠くことになります。**収入や財産があるにもかかわらず納税をしない人には、き然とした態度で滞納処分を執行します。**なお、納付が遅れば、本来納付する必要のなかった延滞金が加算され、同様に滞納処分の対象となります。

滞納によって、あらゆる不利益が生じます。町税の納付が困難な場合は、早めに納付相談をしてください。

差し押さえ処分実施件数(令和6年度実績)

債権	預貯金	626件
	給与	25件
	年金	2件
	その他※	9件
無体財産(出資金)		5件
動産(自動車、外貨)		2件
不動産		17件
捜索		3件
合計		689件

※売掛金、売電料金、国税還付金



▲タイヤロックにより自動車などを差し押さえることもあります。

「マイナ救急」の実証事業を開始します



渋川広域消防本部では、10月1日④～令和8年3月31日④まで、総務省消防庁と連携して、マイナ救急(マイナンバーカードを活用した救急業務)の実証事業を行います。
※令和8年4月1日④から正式運用となります。

誰もが慌てる救急現場

通常の救急搬送では、現場に到着した救急隊が傷病者の氏名や既往歴、処方薬、かかりつけの医療機関などを本人または家族から主に口頭で聞き取りしています。しかし、苦しんでいたり意識を失っている傷病者や高齢患者さんから情報を集めるのは簡単ではありません。また、慌てていると記憶が曖昧になったり分からなくなったりします。

活用方法

マイナ保険証を持っている傷病者から同意を得た上で、救急隊がマイナ保険証を専用端末に差し込み、患者さんの医療情報を確認します。
※同意取得困難時でも、生命・身体の保護が必要である場合、救急隊の判断で使用することもあります。

マイナ救急のメリット

- 病歴や飲んでいる薬など、救急隊へ正確に伝えることができる。
 - 円滑な搬送先病院の選定や適切な応急処置が実施できる。
 - 搬送先病院で、治療の事前準備ができる。など
- ※マイナンバーカードの不所持やマイナ保険証の利用登録がない場合は、通常の救急活動を実施します。



詳しくはこちら
(消防庁YouTube)

▶問い合わせ先

渋川広域消防本部 警防課 救急係 ☎25-4192 (直通)

台風の時期です!
情報の入手方法の確認を

よしおかほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

二次元バーコードを読み取るか、登録はこちら

URL t-yoshioka@sg-p.jp

へ空メールを送信してください。



ほっとメールの配信内容を町公式LINEでも見られるようになりました。

友だち追加はこちら



テレビリモコン

「d」ボタン

テレビのデータ放送を通じて、気象情報や町が発信する防災情報などを見ることができます。また、群馬テレビのデータ放送では、町からのお知らせなども掲載しています。

問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26-2243 (直通)

危険なブロック塀はありませんか

吉岡町ブロック塀等除却補助金

ブロック塀の倒壊などによる人命被害を減らすため、危険なブロック塀の除却費を一部補助します。

問い合わせください。

▼補助金額

1mあたり2万円または除却費用の3分の2の低い方(上限20万円)

▼申請期限 12月26日④

※申請は開庁時間に限ります。

※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室
☎26・2278 (直通)



まちの鳥

受給希望者は9月30日(火)までに申請を

障害者特別年金の支給



障害者の生活の安定・向上の

ために、障害者特別年金を支給します。新たに受給を希望する人は、**9月30日(火)**までに申請をしてください。すでに障害者特別年金を受給している人は、新たに手続をする必要はありません。ただし、対象要件(①～⑤)を満たさない場合、令和7年度は支給対象外となります。

▼対象

次の①～⑤の全てに該当する人
①次のいずれかの手帳を所持している。

- 身体障害者手帳3級
- 療育手帳B1またはB2
- 精神障害者保健福祉手帳3級
- ② 令和7年10月1日時点で引き続き1年以上町に居住している。

- ③ 町民税非課税世帯である。
- ④ 生活保護受給世帯でない。
- ⑤ 次のいずれも受給していない。
- 恩給法による増加恩給、傷病

年金

● 戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金

● 国民年金法による障害基礎年金

● 町から支給される長寿祝金

● 特別児童扶養手当

▼ 支給内容 年額1万円

※11月に支給します。

▼申請に必要なもの

● 対象要件①の手帳

● 通帳など(本人または保護者の振込先が分かるもの)

▼申請方法

左記の二次元コードから電子申請または窓口で申請してください。



▲申請はこちらから

▼ 申請期限 **9月30日(火)**

▼ 申請・問い合わせ先

健康福祉課 福祉室

☎26・2246(直通)

定例教育委員会の傍聴

- 日時 9月24日(火) 10:30～
- 場所 文化センター2階研修室
- 定員 先着8人

※当日直接会場へお越しください。

〈問い合わせ先〉

教育委員会事務局 教育総務室
☎26-2285(直通)

今月の納税

町県民税普通徴収
国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…3期

納期限 9月30日(火)

コンビニエンスストア、PayPay、auPAY、
d払いでも納付できます。また、
便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

戦没者追悼式

戦後80年の年に町民の皆さまと共に、先の大戦で犠牲になられた人々を心から追悼し、その尊い犠牲を無にすることがないよう、世界の恒久平和を願い、吉岡町戦没者追悼式を行います。

戦没者追悼式はどなたでもご参列いただけます。皆さまのご参列を心よりお待ちしております。

- ▶ 期日 10月21日(火)
- ▶ 時間 13:30開場、14:00開式
- ▶ 場所 文化センターホール

問い合わせ先

健康福祉課 福祉室 ☎26-2246(直通)